

上野原市告示第7号

上野原市物価高騰対応簡易水道組合等使用者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月16日

上野原市長 村上 信行

上野原市物価高騰対応簡易水道組合等使用者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、簡易水道組合及び小規模水道組合が組合員から本来徴収すべき水道基本料金を徴収しない場合において、市が補助金を交付するものとし、その交付に関して、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 簡易水道組合 上野原市上野原簡易水道事業給水条例（平成17年上野原市条例第181号）別表第1に規定する簡易水道を管理する団体
- (2) 小規模水道組合 上野原市小規模水道の水質管理手数料徴収条例（平成17年上野原市条例第179号）第2条に規定する区域の小規模水道を管理する団体
- (3) 組合員 令和7年12月1日現在で前2号に掲げるいずれかの団体に所属し、水道の供給を受ける者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条第1号に規定する簡易水道組合及び同条第2号に規定する小規模水道組合（別表において「組合」という。）とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、上野原市物価高騰対応簡易水道組合等使用者支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び交付）

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、上野原市物価高騰対応簡易水道組合等使用者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、前条の補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） この告示の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

（3） その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
令和7年12月から令和8年3月までの水道料金のうち、組合が組合員から本来徴収すべき水道基本料金で徴収しない料金	補助対象経費の総額。ただし、1世帯につき8,800円を上限とする。

年 月 日

上野原市長 宛

申請者
組合名
住所
氏名

上野原市物価高騰対応簡易水道組合等使用者支援事業補助金交付申請書兼請求書

上野原市物価高騰対応簡易水道組合等使用者支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、交付決定された場合は、次のとおり請求します。

1 補助金の申請（請求）額

・水道組合等加入世帯数 _____ 世帯（a）

※ 令和 7 年 1 2 月 1 日現在の世帯数を記入してください。

・1 世帯の水道基本料金 4 か月分 _____ 円（b）

※ ただし、8, 8 0 0 円が限度額になります。

補助金申請（請求）額 （ a ） × （ b ）	円
-----------------------------	---

2 振込先（組合の口座を記入してください。）

金融機関名	銀行・農協 信金・信組 ()	本店・支店 ()
預貯金種別	普通（総合） ・ 当座 ・ その他 () ※いずれか 1 つに○	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

【誓約・同意事項】（□にチェックしてください。）

- 組合員から当該水道基本料金を徴収しません。なお、料金を徴収済みの場合は、当該料金を組合員へ返還します。
- 令和 7 年 1 2 月 1 日時点の加入世帯数及び水道基本料金の額に相違ありません。
- 上記に偽りがあったとき、またはその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の返還命令に従い、速やかに返還します。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

上野原市長 

上野原市物価高騰対応簡易水道組合等使用者支援事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、上野原市物価高騰対応簡易水道組合等使用者支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

交付・不交付の別	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付
交付決定額	円
不交付理由	